

西予市道路附属物 長寿命化修繕計画



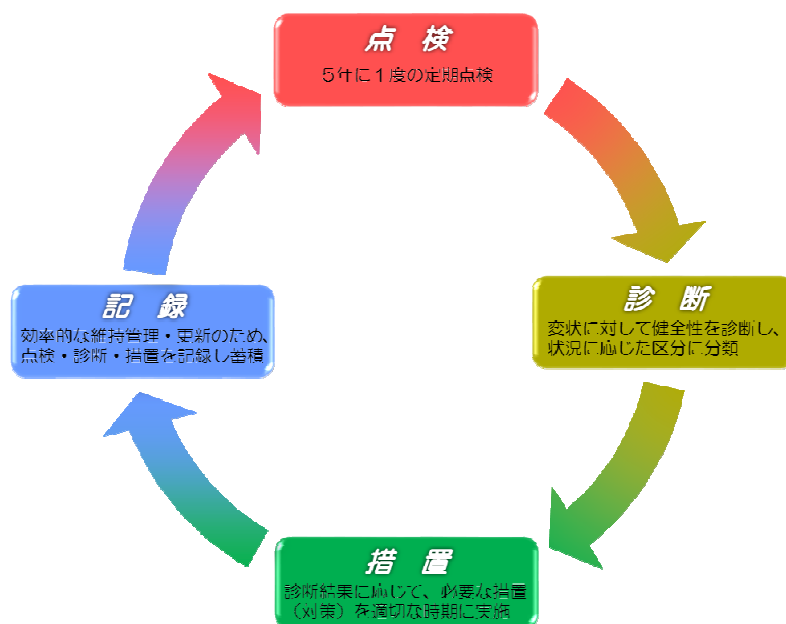
令和7年11月
西予市建設部建設課

— 目 次 —

1. 個別施設計画策定の現状
2. メンテナンスサイクルの基本的な考え方
3. 老朽化対策に対する基本的な方針
4. 計画期間
5. 新技術等の活用及び費用の縮減に関する方針

2. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

国は、平成 24 年 12 月 2 日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を受け、平成 26 年 7 月に、全ての道路管理者に、近接目視による道路施設（橋梁・トンネル等）の定期点検 を 5 年に 1 度行うことを義務づけました。西予市においても国の方針に基づき、道路附属物等の老朽化対策の本格実施にあたり「点検」⇒「診断」⇒「措置」⇒「記録」というメンテナンスサイクルを着実に回し、適切な維持管理に努めていきます。



〈メンテナンスサイクルの概念〉

①点検

道路附属物等の点検は、「愛媛県横断歩道橋定期点検マニュアル（令和 6 年 1 1 月改訂）」等に基づき、おおむね 5 年に 1 度、近接目視により主要部材等の損傷程度の把握を行います。

②診断

点検を行った道路附属物等は、健全性の診断を行い、診断結果により下表のとおり区分します。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずるべき状態

〈健全性の判定区分〉

③措置

点検・健全性の診断の結果に基づき、構造物の機能や耐久性等を回復させることを目的に、対策や監視を行います。

④記録

各種定期点検結果や補修等の履歴を記録、保存します。

3. 老朽化対策に対する基本的な方針

維持管理計画の基本方針は、道路利用者の安全・安心を確保する観点において施設の延命化と維持管理・更新コストの縮減を図る効率的な維持管理と位置づける。そこで西予市管理の横断歩道橋1橋では適切な維持管理水準を定め、対症療法的な『事後保全型維持管理』から、『予防保全型維持管理』へ転換を図る。

1) 予防保全型と事後保全型維持管理のイメージ

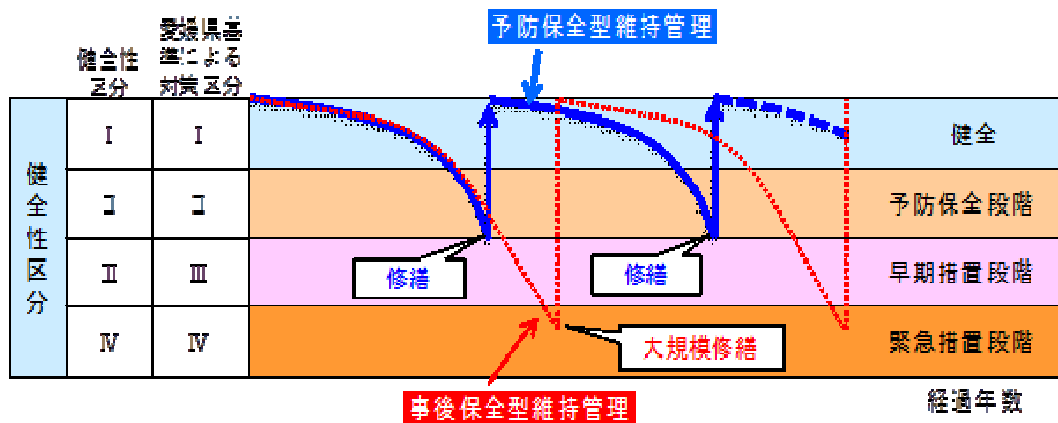


図 3.1 維持管理区分の概念

2) 維持管理水準

今後実施していく予防保全型の維持管理は、定期点検の結果から、健全性区分が「II：予防保全段階」に達したときに修繕を行い、「I：健全」の状態を保持するように適切に実施していく。

3) 維持管理の基本方針

本計画では、効率的かつ効果的なメンテナンスサイクルを確立することを基本とし、継続的な維持管理を行う中で道路附属物の健全性を保つ。

4. 計画期間

計画期間は、5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、点検間隔が明らかとなるよう10年とします。なお、計画については点検結果等を踏まえ毎回更新をします。

5. 新技術等の活用及び費用の縮減に関する方針

厳しい財政状況や技術者の不足といった制約のなかで、今後、道路附属物等の老朽化対策に適切に対処していくためには、効率的な維持管理を可能とする新技術等の活用により、費用の縮減や作業の効率化などに取り組む必要があります。

定期点検業務においては、新技術活用の検討を行い、費用の縮減や作業の効率化を図ります。支柱路面境界部のき裂、断面欠損、腐食時の状況を調査する際には、非破壊検査技術等の新技術の活用を検討し、新技術を活用することで、従来調査と比べて50%以上の調査時間の削減（事業の効率化）を図ります。

新たに補修設計を実施する全ての施設においては、NETIS等に掲載されている新技術活用の検討を行い、費用の縮減や作業の効率化を図ります。これにより、今後の補修及び維持管理費用0.3百万円程度の縮減を図ります。

また、横断歩道橋の集約化・撤去について検討した結果、この横断歩道橋は卯之町「はちのじ」まちづくり事業により卯之町自由通路として令和2年度に整備され、卯之町駅前の利便性向上と観光拠点としての機能強化の一環として整備された横断歩道橋であり、住民の生活通路としても重要な役割を果たしていることから、これらの要素を総合的に考慮すると、現時点で集約化や撤去は困難であると判断されます。今後、周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて検討します。